

# 投資顧問を上手に活用して 実りある資産づくりを

個人の資産運用に対する関心は、高齢化社会の進展、また、「貯蓄から投資へ」の流れなどにより、ますます高まりつつあります。株式や債券、投資信託などの有価証券はもっともポピュラーな資産運用の対象として個人投資家、法人投資家に親しまれています。

有価証券の価値は、内外の政治や経済情勢、さらには産業や企業の業績などさまざまな要因により変動し、そこからリターンやリスクが生じます。このため、有価証券投資を行う際には、多くの知識や情報が必要となりますが、これを投資家個人で集め、それらを分析し判断するには大変な手間を要します。

そうした個人投資家の皆様にプロの立場から投資のアドバイスを行う仕事が投資助言業です。もちろん、専門家のアドバイスや投資判断であっても、投資である以上リスクがなくなることはありませんが、投資助言業者は、有価証券投資の専門家として適切な業務を行うよう努めています。

本書では、有価証券に投資を行う皆様のニーズにフィットする適切な投資助言業者の選択と上手な活用により、実りある資産づくりをするためのノウハウをわかりやすく解説しています。

投資顧問業は、平成19年9月30日に施行された金融商品取引法制において、投資助言業、投資運用業という呼称に変わりました。このためこの冊子では、投資助言業、投資運用業という言葉を使用しています。

また、お客様と業者の間で交わされる投資顧問契約、投資一任契約の締結の代理・媒介を行う業務が金融商品取引法で代理・媒介業として規定されています。



## CONTENTS

### Chapter 1 投資助言業・投資運用業とは?

投資助言業とはどのような業務ですか? .....	3
投資運用業は、投資助言業とどう違うのですか? .....	5
投資助言業者の上手な選び方がありますか? .....	7

### Chapter 2 契約上の注意点

契約をする前に気をつけることはどのようなことですか? .....	9
契約の流れはどのようになりますか? .....	11
契約を解除する場合は、どうすればいいのですか? .....	15

投資顧問Q&A(よくあるご質問とその回答集) .....	17
〈コラム〉証券投資の基礎知識 .....	20

### Chapter 3 投資顧問業協会の役割

協会はどのような役割を果たしているのですか? .....	21
協会会員の業者には、どのような特徴があるのですか? .....	22

# 専門家の目でお客様の資産

# づくりをお手伝いしています。

## 「投資助言業とはどのような業務ですか？」

投資助言業は、株式、債券、投資信託などの有価証券をはじめとする金融商品に対する投資判断について、報酬を得て専門的な立場から投資家へ助言を行う業務です。投資判断とは、有価証券などの種類、銘柄、数量、価格、売買の時期などの判断をさします。

わかりやすく言い換えますと、お客様の投資による資産づくりのアドバイスを行う仕事です。経済や証券市場の動き、個別株式などをプロの目で分析し、その内容をお客様に提供し、アドバイスを行っています。こうしたアドバイスは、お客様の利益を第一として行わなければならないという義務があります。①

投資助言業務は、お客様と投資助言業者との間で投資顧問(助言)契約を結び、その契約内容にしたがって投資助言(アドバイス)を行います。投資助言業者は助言を行うだけで、実際の投資判断と有価証券の売買・発注はお客様ご自身が行います。② この投資助言(アドバイス)に対して、お客様は投資助言料を支払います。

助言の方法には、情報分析や助言内容が書かれたレポートの提供、電話やファックス、eメールなどによる質問や相談への対応、個別銘柄の推奨などがあり、投資助言業者によってその方法はさまざまですし、お客様が支払う投資助言料の金額も助言の方法により異なります。

助言の方法、投資助言料が自分の納得のいくものかどうかを確認のうえ、投資顧問(助言)契約を結んでください。

なお、投資助言業者の助言(それが売買指示に近いものであっても)に基づいてお客様が行った投資(売買)の結果はすべてお客様に帰属します。投資は自己責任により行うものであることをあらかじめ認識しておいてください。

### Point ①

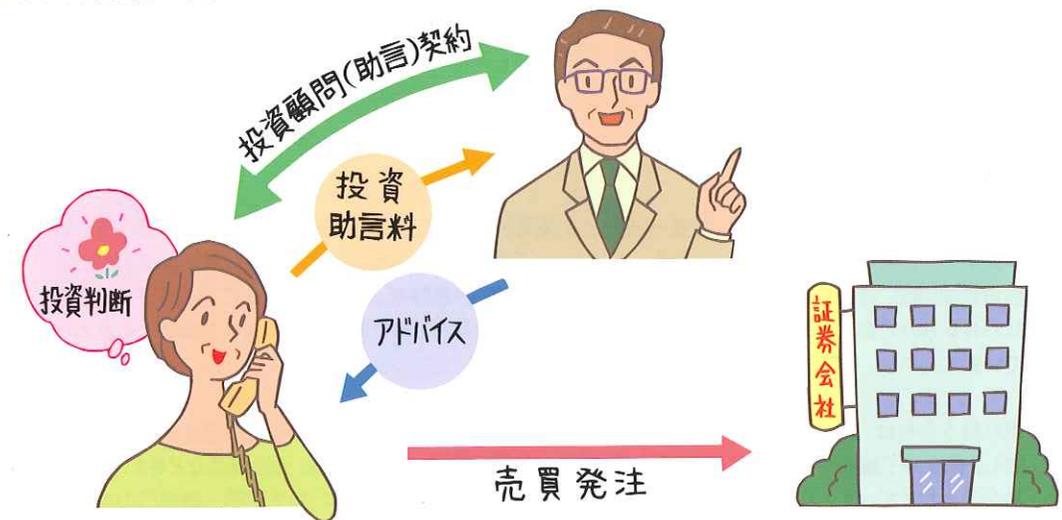
#### 顧客のために業務を行う「忠実義務」

投資助言業者、投資運用業者は、顧客の利益を第一として忠実に業務を遂行しなければならないと法律に規定されています。利益相反行為となるような助言などは禁止されています。(金融商品取引法第41条、第42条)

- 投資助言業者は  
投資判断をお客様へ助言



- 投資助言業務の仕組み



### Point ②

#### 金銭・有価証券の預託、貸付け等の禁止

投資助言業者、投資運用業者は、顧客のお金を預かったり、顧客にお金や有価証券を貸し付けたりすることが、法律で原則として禁止されています。(金融商品取引法第41条の4、第41条の5、第42条の5、第42条の6) また、投資助言業者は、顧客との間で有価証券の売買を行うことが禁止されています。(同法第41条の3)

# 投資運用業の業務も知っておきましょう。

## 「投資運用業は、投資助言業とどう違うのですか？」

投資運用業には、お客様と投資一任契約を結び、お客様から投資判断の全部または一部と売買・発注などの投資に必要な権限を委任される投資一任業務のほか、ファンドの自己運用業、投資信託委託業務などがあります。

ここではお客様と投資一任契約を結んで投資を行う投資一任業務についてご説明します。

投資一任契約では、どの有価証券でお客様の資産を運用するかという投資判断と実際の売買・発注までを投資運用業者が行います。つまり、この業務は有価証券投資に関する一連の業務を投資運用業者に「一任」することになります。従いまして、投資運用業者が行った運用の結果はお客様に帰属します。

投資一任契約は、年金基金や法人など規模の大きい投資家との間で結ばれることが一般的ですが、近年は、個人のお客様を主な顧客層として、証券会社や信託銀行などで投資一任契約が組み込まれたラップ口座の利用が拡大しつつあります。③

なお、投資一任契約には、クーリング・オフ制度の適用がないなど、投資顧問(助言)契約と取扱いが異なる点がありますので、投資一任契約を結ばれる場合は個別に投資運用業者にご確認ください。

### Point ③

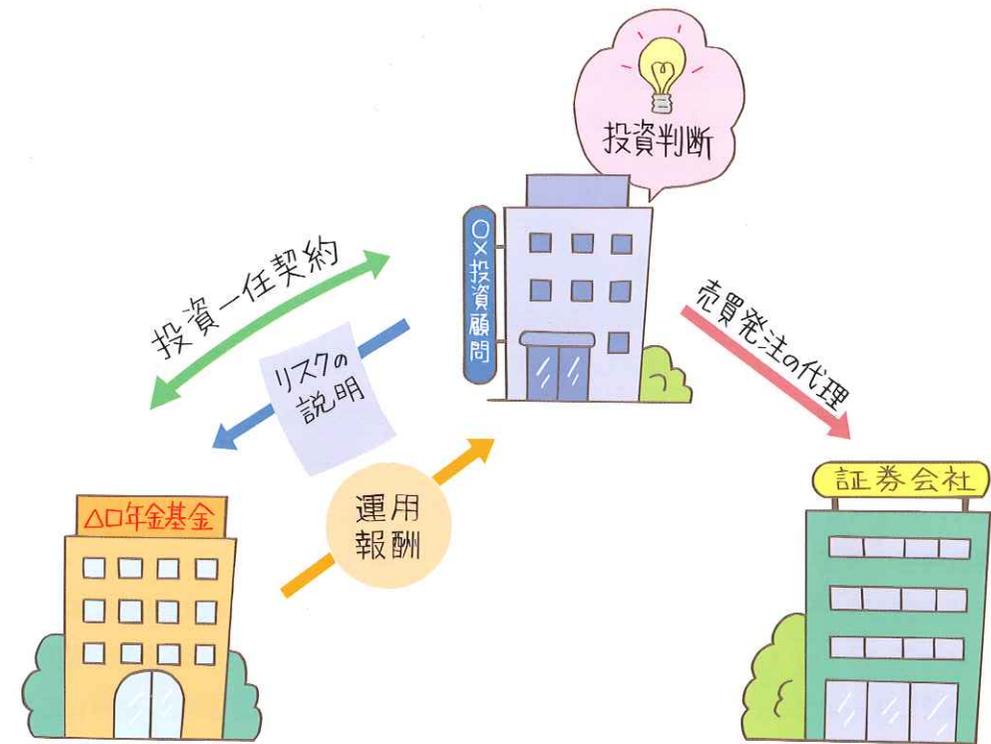
#### ラップ口座

ラップ口座は、顧客の資産管理、投資一任による運用、売買執行、口座管理など資産運用に関するさまざまなサービスを総合的に行い、このサービスにかかる手数料は、個別の売買のたびににかかるのではなく、投資顧問報酬、有価証券の売買手数料、口座管理料などの手数料が、運用資産残高に応じて一括して支払われるものです。「ラップ(wrap)」というのは包むという意味で、取り扱う会社によってSMAとも呼ばれています。

取り扱う会社は、顧客のニーズや目的に合わせて投資対象やその運用方法、またその組合せを顧客に提案し、顧客の了解を得て一任による運用を行います。投資対象は、株式、債券、派生商品などさまざまな商品が含まれます。ラップ口座は、一般的に運用資産の額が高額になりますが(数千万円～数億円の単位)、複数の投資信託を組み入れる投資信託ラップ(ファンドラップともいいます)の場合は、比較的小口の運用資産(数百万円の単位)でも可能です。運用資産残高に応じて支払う手数料には、固定報酬のもの、成功報酬が組み込まれたものがあります。

ラップ口座には、投資運用業の登録を受けて投資一任業務を行っている証券会社、信託銀行が運用から口座管理まで行うというもののほか、投資運用業者と投資一任契約を締結し、証券会社にラップ口座を開設して行う仕組みのものがあります。

### ●投資一任業務の仕組み



# 信頼できる、自分のニーズにあった業者を選びましょう。

## 「投資助言業者の上手な選び方ありますか？」

まずチェックしていただきたいこと

### 1. 登録番号・協会加入のチェック

登録番号を確認して、登録されている業者を選びましょう。④「〇〇財務局長(金商)第×××号」と表記されています。また、日本証券投資顧問業協会会員の場合には、「日本証券投資顧問業協会加入」と表記されていますので、加入という表記がない業者は当協会に非加入の業者です。投資助言業者や投資運用業者としての登録を受けないで似たような行為をする業者もありますので、登録番号と協会加入のチェックは大切です。

### 2. 広告や勧誘にうそや誇張がないかの注意

株式や債券、投資信託などの将来の価格はあくまで予想ですから、「絶対もうかります」、「損はさせません」といった断定的な判断を提供して勧誘することは法律で禁じられています。業者は「利益を保証」したり、「損が出たときの埋合せ」を約束することはできません。「いいこと」しか言わない、また、「いかにももうかりそうな広告」をしている業者は要注意です。甘い言葉に乗せられないようによく内容を確認してください。広告を見たり勧誘を受けたときには注意しましょう。

### 3. 業者の業務内容の確認

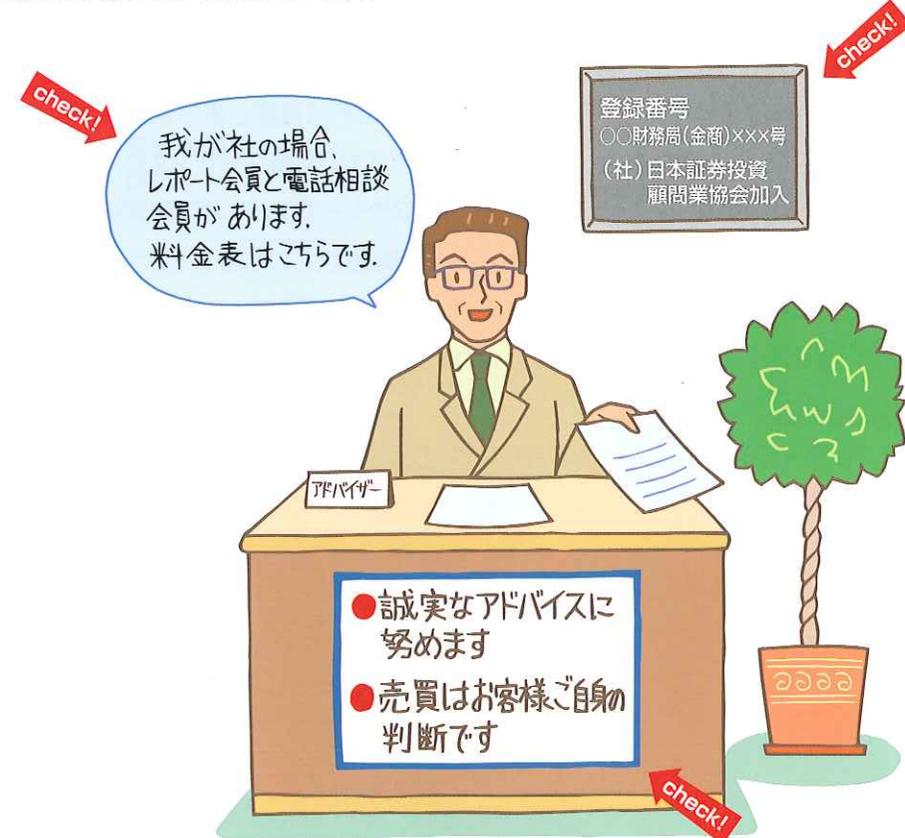
契約を結ぶ前には、その業者がどのような特徴があり、お客様にどのような助言を行い、料金システムがどうなっているのか⑤、そして契約を解除する場合の料金(投資助言料)の返金の取扱いなどを具体的に確認しましょう。そのうえで自分のニーズに合っているかよく話を聞き、納得してから契約するようにしてください。

#### Point ④

##### 登録番号・協会会員の確認方法

投資助言業者、投資運用業者は、登録が義務づけられ、登録番号があります。登録番号などがわからない場合には、財務局か日本証券投資顧問業協会に照会すればすぐにわかります。

## ● 信頼できる業者選びは、ここをチェック



#### Point ⑤

##### さまざまな助言方法、料金システム

定期的に発行するレポートの提供、顧客の要求に応じてのファックスやeメール、講座方式のセミナー、電話相談への対応などさまざまな助言方法があります。料金(投資助言料)には、「定額(または定率)の助言料」、助言に従った売買で利益が出た場合の「成功報酬」があります。業者によって、また、助言の方法によっても異なります。

# わからない部分を残さずに、全部確認することが大事。

## 「契約をする前に気をつけることはどのようなことですか？」

契約を結ぶ前に、業者はお客様に「契約締結前の書面」⑥をお渡しし、その内容について説明をしますので、よく読み、また、業者の説明を聞いてわからないことがあれば確認しましょう。

「契約締結前の書面」の様式、体裁は業者によって異なりますが、助言サービスの内容や報酬、投資対象となる有価証券など金融商品のリスク、クーリング・オフやクーリング・オフ期間経過後の契約の解除、業者の概要など契約をするにあたって大切なことが記載されています。12ページにサンプルを掲載していますので、これをもとに、業者の書面と説明を確認してください。

契約を結びますと、業者から「契約締結時の書面」⑦が提示されます。契約の内容を具体的に記載した書面の内容をよく確認してください。

ラップ口座などで投資一任契約を結ばれたお客様には、投資運用業者から運用報告書が定期的に交付されます。どのような有価証券が組み入れられ、運用状況がどのようになっているかを確認してください。

### Point ⑥

#### 契約締結前の書面

金融商品取引法第37条の3に規定されている書面です。契約の概要、報酬（投資助言料など）、投資対象となる有価証券など金融商品のリスクの内容、クーリング・オフの適用、助言の方法、禁止事項、業者の概要（資本金、役員名、投資判断者・助言者、連絡方法、加入している協会名など）を詳しく記載するよう決められています。また、この書面を顧客に交付する際には、内容をきちんと説明しなければなりません。説明をすることなく契約を締結することは禁止されています。

### Point ⑦

#### 契約締結時の書面

金融商品取引法第37条の4に規定されている書面です。契約年月日、契約期間、契約の具体的な内容（助言の内容・方法、報酬、投資判断者・助言者など）が記載されています。

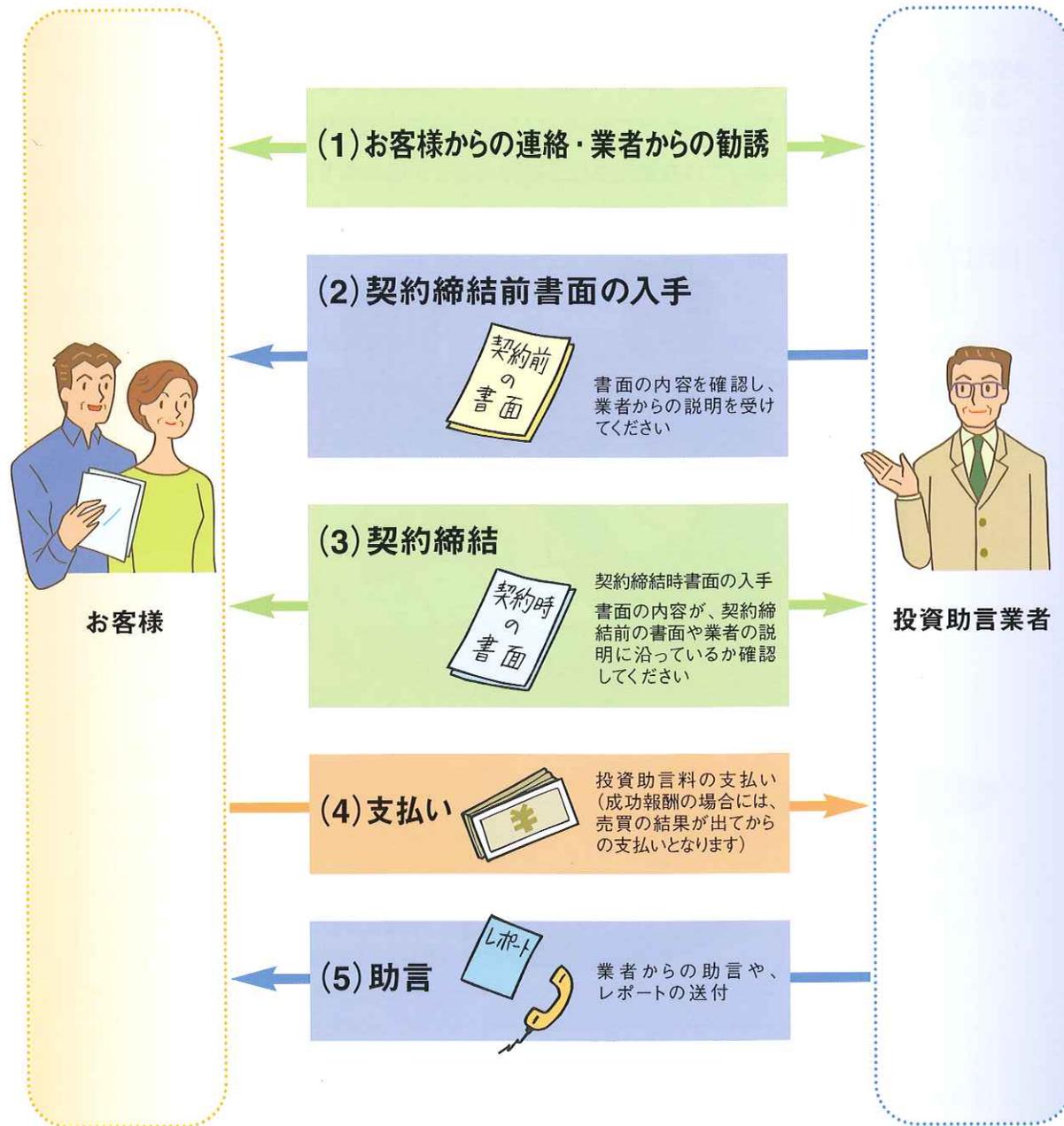
- 契約締結前と契約締結時には、書面をじっくり確認



# 契約の流れと内容確認

## 契約の流れはどのようになりますか？

契約の流れは次のようになります。業者から送られる書面の内容をよく読み、わからないことは確認してください。



## ● 契約締結前の書面の内容例

### 契約締結前の書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

この書面をよくお読み下さい。

商号 ○○○○投資顧問株式会社  
 住所 〒103-0005 東京都中央区○○町○-○-○ III 03-○○○○-○○○○  
 金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。  
 登録番号：関東財務局長(金商)第××××号

### ○ 投資顧問契約の概要

- ①投資顧問契約は、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ②当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果はすべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

### ○ 報酬等について

#### 投資顧問契約による報酬

投資顧問契約により、国内の株式、債券の価値の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、次の会員区分に従い助言を行い、お客様から、会員区分に基づいて助言報酬をいただきます。

会員区分	報酬額	助言の方法等
レポート会員	6ヶ月間 ○○万円 1年間 ○○万円	毎月○回の定期レポートを送付します。
一般会員	6ヶ月間 ○○万円 1年間 ○○万円	会員との面談又は電話により、毎月○回の助言を行います。

注：報酬額は、すべて消費税を含みます。

### ○ 有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

#### ①株式

**株価変動リスク：**株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

**株式発行者の信用リスク：**市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売りに支障を来し、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

#### ②債券

**価格変動リスク：**債券の価格は、金利の変動等により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。また、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。一方、債券によっては、期限前に償還されることがあり、これによって投資元本を割り込むことがあります。

**債券発行者の信用リスク：**市場環境の変化、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する

外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

### ③信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る(元本超過損が生じる)ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

### ○ クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

#### (1)クーリング・オフ期間内の契約の解除

①お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

②契約の解除日は、お客様がその書面を発送した日となります。

③契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。

・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用(封筒代、通信費等)相当額をいただきます。

・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額(契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。)をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

#### (2)クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

①クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面による意思表示で契約を解除できます。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額をいただきます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。

### ○ 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

### ○ 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

①契約期間の満了(契約を更新する場合を除きます。)

②クーリング・オフ又はクーリング・オフの期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき(詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。)

③当社が、投資助言業を廃業したとき

### ○ 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

①顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと

○有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引

○有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

○次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引

・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

○店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

②当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること

③顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

### 会社の概要

- 1 資本金 〇〇〇〇万円
- 2 役員の氏名 代表取締役 〇〇〇〇  
取締役 〇〇〇〇 (株式会社△△社 取締役)  
監査役 〇〇〇〇 (□□会計士事務所 公認会計士)
- 3 主要株主 〇〇株式会社
- 4 分析者・投資判断者 〇〇〇〇 〇〇〇〇
- 5 助言者 〇〇〇〇 〇〇〇〇
- 6 当社への連絡方法

以下の電話番号、e-メールアドレスにご連絡下さい。

電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

e-メールアドレス 〇〇〇〇@〇〇〇.co.jp

### 7 当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、社団法人日本証券投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また、管轄の財務(支)局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

# 契約解除の連絡は、電話ではなく記録として残る書面で。

## 「契約を解除する場合は、どうすればいいのですか？」

投資助言契約の場合、契約締結時の書面を受け取った日から10日以内であれば、契約を解除することができます(クーリング・オフ制度)。<sup>⑧</sup> 解除の際は、契約解除の意思を書面で業者へ連絡するようにしましょう。投資助言業者に、契約解除の書面を送る場合、内容証明郵便で通知するのが後に残り確実です。なお、クーリング・オフ制度に基づく解除によって違約金や損害賠償を請求されることはありません。<sup>⑨</sup>

クーリング・オフ期間経過後の契約解除については、契約書に記載された規定による取扱いとなります。契約書に記載がない場合には、あらかじめ業者とその取扱いについての合意をし文書しておくことが後々のトラブル防止のため必要です。クーリング・オフ期間経過後の契約解除も文書での通知が確実です。また、お客様にとって著しく不当な契約条項や行為があった場合<sup>⑩</sup>は、契約から6ヶ月以内であれば無条件で契約を解除することができますが、契約締結前の書面で事前に確認しておくことが大切です。

### Point ⑧

#### クーリング・オフ制度

金融商品取引法第37条の6に規定されています。なお、投資一任契約の場合には、クーリング・オフ制度は適用されませんので注意してください。

### Point ⑨

#### 投資助言料などの報酬を既に支払っている場合

契約時に投資助言料などを既に支払っている場合は、通信費などの必要経費および既に助言が行われている場合にはそのコストが差し引かれ、残額が返還されます。

### Point ⑩

#### 顧客にとって不当な契約や行為の禁止

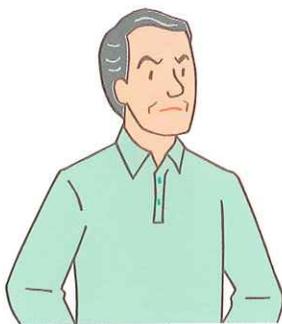
消費者契約法に規定されています。契約の際、事実と異なることを告げられたり、断定的な判断の提供を受けたり、また、顧客に不利益な事実を業者が故意に告げなかったりしたことによって、顧客が誤って理解をしたことがある場合、契約を締結してから6ヶ月以内であれば契約の取消しが可能です。また、業者側の損害賠償を免除するなど顧客にとって著しく不当な契約条項がある場合は、その条項は無効となります。

- 契約解除の書面はコピーを取って内容証明郵便で



# 投資顧問Q&A

投資顧問業協会に実際に寄せられるご質問の中から、  
トラブル回避のポイントとなる代表的な質問をピックアップしてお答えします。  
しっかりポイントをおさえて  
投資助言業者を上手に活用しましょう。



**Q1.** 契約をした投資助言業者の助言に基づいて株を買いましたが、その後株価が大きく下がってこのままでは大損してしまいます。間違った助言をしたのだから投資助言業者になんとかしてもらいたいと思っておりますが、責任をとってもらえますか？

**A.** 投資助言業者の売買の助言は、指示に近いものであってもあくまでも助言です。お客様はこの助言を吟味し、投資をするかどうかの最終判断をお客様ご自身が行い、証券会社に発注されているわけです。投資の主体はお客様ですからお客様の自己責任ということになります。もうかっても損をしても投資の成果はお客様に帰属することになります。投資助言業者が、お客様の投資に対して、特別の利益を提供したり損失の補てんをすることは法律で禁じられています。

なお、契約に際して投資助言業者の断定的な判断や虚偽によってお客様が誤認した場合などでは、契約そのものを取り消すことにより投資助言料の返還請求が可能です。

**Q2.** 突然電話で、値上がりが見込めるいい銘柄があるという株式投資の勧誘を受けました。買入れ代金の一部でもいいからその業者の口座に振り込んでくれとつこく誘ってきます。投資助言業者かどうかよくわからないのですが、信用してもいいものでしょうか？



**A.** 証券投資関連のビジネスをしている業者には、さまざまな業者がいます。投資助言業者、投資運用業者の場合には、各財務局に登録し番号を得ています(例：登録番号 ○○財務局長(金商)第××××号)が、中には、登録を受けずにビジネスをしている業者もいます。取引をする際には、その業者がどのような業者かよく確認する必要があります。

ご質問のケースですが、投資助言業者が、金銭や有価証券の預入れ、また貸付けをすることは禁じられています。もし、投資助言業者で、そうした行為があれば法律違反となります。

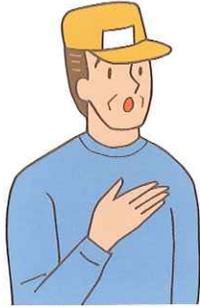
なお、投資助言業者、投資運用業者の登録状況についてお知りになりたい場合には、各財務局または日本証券投資顧問業協会でご確認ください。

**Q3.** 投資助言業者のアドバイスを受けて、株式投資をしたいと思っています。実際にいくつかの投資助言業者から勧誘を受けているのですが、どの業者を選べばいいのかよくわからずに決めかねています。なにを基準に選べばいいのでしょうか？



**A.** まずお客様がどのような目的、ニーズで投資をしようとしているのか、たとえば短期的に利益が出る可能性のある株式投資をしたいのか、あるいは、長期的な目的で財産形成したいのかといったことを明確にしておきましょう。投資助言業者はさまざまな特徴をもって業務をしていますので、投資助言業者の話をよく聞いて、その特徴や得意とする分野などを確認するとともに、提供されるサービスの内容や報酬、契約を解除する際の手続きなどもしっかり把握し、ご自分の目的やニーズにあった業者を選んでください。

日本証券投資顧問業協会は、自主規制団体として投資家保護の観点から種々のルールを定めています。協会に加入している業者は、ルールの順守を義務づけられており、これにより投資家との信頼関係の構築に努めていますのでこの点も参考にしながら業者を選んでください。



**Q4.** 多少貯蓄もあったので、妻が誘われるままに投資助言業者と契約をしましたが、自分はその貯蓄したお金を使って店舗の改装をするつもりでした。既に助言も受けているようですが、契約からまだ日も浅いので解約したいと思います。クーリング・オフについて教えてください。

**A.** クーリング・オフは、お客様が「契約締結時の書面」(金融商品取引法第37条の4に定める書面。)を受け取った日から10日以内であれば契約の解除ができます。この場合、解除の連絡は書面で行います(内容証明郵便で送付すればなお確実です。)。なお、投資一任契約の場合には、クーリング・オフの適用はありませんので、ご注意ください。

前払いした投資助言料は、次のような計算に基づいて算出された金額が控除され返金されます。

① 既に助言を受けている場合

- ・半年や1年などの期間契約の場合は、日割り計算をします。

契約期間の投資助言料を、契約期間の総日数で除した金額(1円未満切捨)に契約後の経過日数を乗じた金額

- ・投資助言料を助言の回数に応じて算定している場合には、助言回数に応じて算定した金額

② 助言を受けていない場合

- ・契約を締結するために通常要する費用(通信費、事務費用など)が差し引かれます。これは、①の場合も同様です。

**Q5.** 投資助言業者と1年契約で契約しましたが、事情があり2ヶ月で解約したいと思っています。10日間のクーリング・オフ期間は既に相当過ぎていますが、この場合、解約はどのような取扱いになりますか？



**A.** 投資助言業者の契約書には、ご質問のような途中解約の規定がある場合とない場合があります。契約書に途中解約についての規定があれば、その規定内容に基づいた手続きになります。契約書に規定がない場合には、業者との協議となります。

なお、これから契約される場合は、契約書に途中解約の規定があるかどうか、また、規定がある場合にはその規定が自分に不利なものでないかどうか、規定がない場合にはどういう取扱いになるかをあらかじめよく確認し、納得して契約することが大切です。

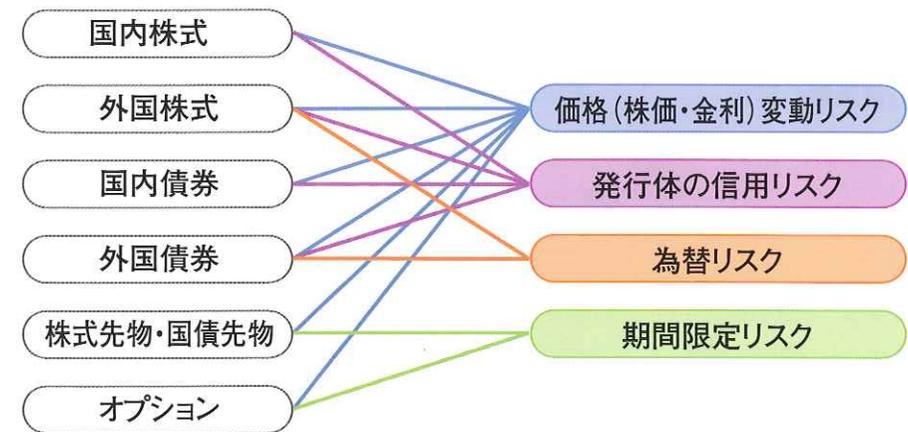
## 証券投資の基礎知識

有価証券には、株式や公社債(債券)、投資信託といった商品があり、さらに派生商品(デリバティブといいます。)として先物、オプションといった商品があります。

これらの商品には、それぞれ程度は異なりますが、リスクとリターンがあります。一般にリターン(利益)を得ようとするれば、リスク(注)はつきものです。リスクが低ければ期待されるリターンは低く、リスクが高ければ期待されるリターンも高いといえます。例えば、預貯金はリターンが相対的に低い分リスクも低い商品ですし、株式はリターンが高い分リスクも高くなっています。

(注)リスク:元々は「危険」を意味する言葉ですが、投資においては「もうかることもある一方で、損をすることもするという予想したとおりにならない可能性」をいいます。

次に有価証券の種類ごとに一般的なリスクの種類を分類していますので、自分が投資しようとしている商品にはどんなリスクがあるかをよく認識してください。



証券投資を行う際は、自分で負担できるリスクの範囲をよく認識して投資を行うことが大切です。投資の資金も日常生活に使う資金や不意の出費に備えた資金など無理のできないお金ではなく、余裕のあるお金で投資することが大切です。

また、リスクとリターンは商品ごとにさまざまですから、高いリターンをねらって集中投資をするのではなく、さまざまな種類の商品や銘柄に分散して投資をすることや何回かに分けて投資をすることもリスクを低くする上で有効です。

# 協会は、お客様と業者を結ぶ

## 「協会はどのような役割を果たしているのですか？」

社団法人 日本証券投資顧問業協会は、金融商品取引法第78条に規定される公益法人金融商品取引業協会として位置づけられる協会です。

協会は、投資家保護と投資運用業、投資助言・代理業の健全な発展に資するため、次のようなさまざまな業務を行っています。

1. 自主規制ルール等の制定・順守指導、ディスクロージャーなどの実施
2. 規制緩和などについての関係官庁への要望や意見表明
3. 資産運用に関わる重要な課題をテーマとした研究会活動
4. 統計資料の作成・公表
5. 国際交流
6. 研修・講演会活動
7. 広報活動・出版物の刊行
8. 苦情・相談、あっせん

### 苦情相談窓口

協会は、苦情相談室を設け、会員業者に対するお客様からの苦情・相談をお受けしています。お客様からの相談に誠意をもって対応し、トラブルの解決に努めています。

また、あっせん業務については、弁護士会の仲裁センターと提携しています。

詳しくは協会ホームページ(<http://jsiaa.mediagalaxy.ne.jp/>)をご覧ください。

(社) 日本証券投資顧問業協会 苦情相談室  
電話：03(3663)0505 ファックス：03(3663)0510

苦情・ご相談は、次の窓口でも受付しています。  
案内ガイダンスにしたがって操作してください。

金融商品取引苦情相談窓口 電話：0120-64-5005(フリーダイヤル)

協会会員以外の業者に関しましては、必要に応じ関係の財務局やその他の機関に直接お問い合わせください。

# さまざまな役割を果たしています。

## 「協会会員の業者には、どのような特徴があるのですか？」

協会会員の業者は、法律はもちろん協会で制定した各種の自主規制ルールの順守と、有価証券投資の専門家としての能力向上を図ることにより、よきアドバイザーとなるようお客様との信頼関係の構築に努めています。

お客様との信頼関係を象徴するものとして協会会員マークを制定しています。受託者を意味する「Fiduciary」の「F」を信頼関係を表す「握手」の形で組み合わせたものです。

なお、協会の会員業者のリストは、協会ホームページでご覧になれます。



この冊子を最後までお読みいただきありがとうございます。

投資助言業の概要がおわかりいただけましたでしょうか。

今後皆様が資産運用のパートナーとして投資助言業者をご利用いただく際に、

ぜひ、この冊子をお手元においてご活用ください。